

---

## 5050. 輸入申告変更（AEO通関業者用官署変更）

---

業務コード	内 容
I D X	輸入申告変更（AEO通関業者用官署変更）

## 1. 業務概要

システムに登録されている以下の手続き（以下、輸入申告等という。）について、検査扱いになった輸入申告等を通関予定蔵置場管轄官署へ申告するための、申告情報の変更を行う。

本業務により申告変更された場合は、当初の輸入申告等は申告等撤回され、本業務により払い出される申告等番号に申告内容を引き継ぐ。

本業務により引き継がれた申告情報を、通関予定蔵置場管轄官署宛へ申告するためには、「輸入申告事項登録（IDA）」業務による申告事項の登録が必要である。

本業務により引き継がれた申告情報は、IDA業務が行われない場合は、一定期間経過後システムから削除される。

なお、本業務を税関の開庁時間外に行う場合は、事前に時間外執務要請届がされている必要がある。

- ①輸入申告（申告納税）（輸入許可前貨物引取（以下、「BP」という。）承認申請に係る情報を含む。）
- ②輸入申告（賦課課税）
- ③輸入申告（少額関税無税）（BP承認申請に係る情報を含む。）（Air-NACCSのみ）
- ④輸入（引取）申告（特例委託輸入（引取）申告を含む。）
- ⑤輸入（引取・特例）申告（特例委託輸入（引取・特例）申告を含む。）
- ⑥蔵入承認申請
- ⑦移入承認申請
- ⑧総保入承認申請
- ⑨展示等申告
- ⑩蔵出輸入申告（申告納税）（BP承認申請に係る情報を含む。）
- ⑪蔵出輸入申告（賦課課税）
- ⑫移出輸入申告（申告納税）（製造または加工されない外貨原料品に係る申告を本業務で対象とする。BP承認申請に係る情報を含む。）
- ⑬移出輸入申告（賦課課税）（製造または加工されない外貨原料品に係る申告を本業務で対象とする。）
- ⑭総保出輸入申告（申告納税）（製造または加工されない外貨原料品に係る申告を本業務で対象とする。BP承認申請に係る情報を含む。）
- ⑮総保出輸入申告（賦課課税）（製造または加工されない外貨原料品に係る申告を本業務で対象とする。）

## 2. 入力者

通関業

## 3. 制限事項

なし

#### 4. 入力条件

##### (1) 入力者チェック

- ①システムに登録されている利用者であること。
- ②本業務が入力された日において認定通関業者であること。
- ③輸入申告DBに登録されている申告者と同一であること。

##### (2) 入力項目チェック

###### (A) 単項目チェック

「入力項目表」及び「オンライン業務共通設計書」参照。

###### (B) 項目間関連チェック

「入力項目表」及び「オンライン業務共通設計書」参照。

##### (3) 輸入申告DBチェック

入力された申告等番号について、以下のチェックを行う。

- ①入力された申告等番号が輸入申告DBに登録されていること。
- ②入力されたB/L番号またはAWB番号が、輸入申告DBに登録されているB/L番号またはAWB番号と同一であること。
- ③輸入申告等（予備申告を除く。）が行われていること。
- ④審査区分が「検査扱い」であること。
- ⑤審査終了されていないこと。（BP承認申請に係る審査終了を含む。）
- ⑥以下の登録がされていないこと。
  - 「輸入申告等手作業移行」
  - 「輸入申告等撤回」
- ⑦輸入申告DBに登録されているあて先官署コードが、官署変更可能な税関官署であること。
- ⑧輸入申告DBに登録されている通関予定蔵置場の管轄税関官署が、官署変更可能な税関官署であること。
- ⑨輸入申告DBに登録されているあて先官署コードと、通関予定蔵置場の管轄税関官署が、異なる税関官署であること。
- ⑩輸入申告DBに登録されているあて先官署コードと、通関予定蔵置場の管轄税関官署が、同一税関内であること。
- ⑪輸入申告DBに登録されている申告先種別コードに、特別通関貨物（税関の一般執務時間外における常駐体制の整備官署に申告する貨物）の旨が登録されていないこと。

##### (4) 時間外執務要請届DBチェック

本業務が税関の開庁時間外に行われた場合は、以下のチェックを行う。

- ①当該入力者分の時間外執務要請届DB（届出種別「A：通関」または「E：通関（24時間提出可能）」）が存在すること。
- ②本業務が行われた時刻が時間外執務要請届の届出時間帯であること。

##### (5) 共通管理番号関連チェック

輸入申告DBに共通管理番号が登録されている場合は、共通管理番号関連チェックを行う。詳細は、オンライン業務共通設計書の別紙D10「共通管理番号関連機能」の「共通管理番号管理処理」を参照。

## 5. 処理内容

### (1) 入力チェック処理

前述の入力条件に合致するかチェックし、合致した場合に処理結果コード「00000-0000-0000」を設定の上、以降の処理を行う。

合致しなかった場合はエラーとし、「00000-0000-0000」以外の処理結果コードを設定の上、処理結果通知出力処理を行う。(エラー内容については「処理結果コード一覧」を参照。)

### (2) 輸入申告等撤回処理

#### (A) 輸入申告DB処理

入力された申告等番号について、以下の処理を行う。

- ①輸入申告等撤回された旨を輸入申告DBに登録する。
- ②削除対象とする旨を輸入申告DBに登録する。

#### (B) 輸入貨物情報DB処理

入力されたAWB番号について、輸入申告等がされた旨を取り消す。

ただし、以下の場合は、処理を行わない。

- ①輸入申告DBに最初蔵入等承認年月日が登録されている場合
- ②輸入申告DBに郵便物である旨が登録されている場合

#### (C) インボイス・パッキングリストDB処理

入力された申告等番号に係る輸入申告DBに電子インボイス受付番号が登録されている場合は、インボイス・パッキングリストDBから輸入申告等がされた旨を取り消す。

### (3) 申告変更(官署変更)処理

#### (A) 申告等番号の払出し処理

申告等番号を払い出す。

#### (B) 輸入申告DB処理

払い出した申告等番号について、以下の処理を行う。

- (a) 入力された申告等番号に係る輸入申告DBの登録内容を、払い出した申告等番号に引き継ぐ。
- (b) 払い出した申告等番号が引き継いだ内容について、以下の登録内容の変更を行い、輸入申告DBに登録する。
  - ①あて先官署コードを、通関予定蔵置場の管轄税関官署に変更する。
  - ②当初のあて先部門コードの登録を取り消す。
  - ③入力された申告等番号が、IDA業務にて、特例申告あて先官署コードが入力されていなかった場合は、当初の特例申告あて先官署コードの登録を取り消す。
  - ④入力された申告等番号が、IDA業務にて、特例申告あて先官署コード及び特例申告あて先部門コードが入力されていなかった場合は、当初の特例申告あて先部門コードの登録を取り消す。
  - ⑤入力された申告等番号に係る情報を記事(税関用)に登録する。(詳細については後述の「特記事項」を参照。)

(c) 本業務において払い出された旨を登録する。

#### (C) 添付ファイル管理DB処理

入力された申告等番号に係る情報が添付ファイル管理DBに存在する場合は、入力された申告等番号に係る情報を、払い出した申告等番号に紐づく情報として、添付ファイル管理DBに登録する。

### (4) 時間外執務要請届使用実績DB処理

税関の開庁時間外の場合、時間外執務要請届を使用した旨を時間外執務要請届使用実績DBに登録する。

(5) 共通管理番号関連処理

輸入申告DBに共通管理番号が登録されている場合は、共通管理番号関連処理を行う。詳細は、オンライン業務共通設計書の別紙D10「共通管理番号関連機能」の「共通管理番号管理処理」を参照。

(6) 注意喚起メッセージ出力処理

処理結果通知に、本業務において新規に払い出された申告等番号について、IDA業務または「シングルウィンドウ輸入申告事項登録（SWA）」業務からの輸入申告等が必要な旨の注意喚起メッセージを出力する。

(7) 出力情報出力処理

後述の出力情報出力処理を行う。出力項目については「出力項目表」を参照。

なお、輸入申告事項登録情報等については「輸入申告事項呼出し（IDB）」業務の「出力項目表」を参照。

また、「申告等番号」欄については、本業務において払い出された申告等番号を出力する。

6. 出力情報

情報名	出力条件	出力先
処理結果通知	なし	入力者
輸入申告事項登録情報等	輸入申告DBに登録されている申告等種別コードによって、以下のいずれかを出力 ①申告等種別コードに「C」または「F」が登録されている場合は、輸入申告事項登録情報として出力 ②申告等種別コードに「Y」が登録されている場合は、輸入申告（少額関税無税）事項登録情報として出力 ③申告等種別コードに「H」または「N」が登録されている場合は、輸入（引取）申告事項登録情報として出力 ④申告等種別コードに「J」または「P」が登録されている場合は、輸入（引取・特例）申告事項登録情報として出力 ⑤申告等種別コードに「S」、「M」、「A」または「G」が登録されている場合は、蔵入等承認申請事項登録情報として出力 ⑥申告等種別コードに「K」、「D」、「U」、「L」、「B」または「E」が登録されている場合は、蔵出等輸入申告事項登録情報として出力	入力者
予備申告（S）通知情報（Air-NACCSのみ）	予備申告（航空貨物の集積場所で貨物引取時自動起動）による輸入申告等の場合に出力	保税蔵置場*1
輸入申告等情報（レコーダ）		税関 （通関担当部門）

(\*1) システムに出力する旨が登録されている場合にのみ出力する。

7. 特記事項

(1) 「記事（税関用）」欄の登録処理について

「記事（税関用）」欄については、入力内容により以下の優先順位で編集し、輸入申告DBに登録する。

△：スペース

項番	条件	桁	122	.	.	+	.	.	.	130	.	.	.	.	+	.	.	.	.	140			
1	122桁目以降がスペースの場合		△																	△	審査区分*4 (1桁)		
2	122桁目以降がスペースではなく、124桁目以降がスペースの場合		編集なし		△			官署コード*3 (2桁)	部門コード*3 (2桁)												△	申告等番号*2 (11桁)	
3	124桁目以降がスペースではなく、129桁目以降がスペースの場合		編集なし																			△	申告等番号*2 (11桁)
4	129桁目以降がスペースではなく、136桁目以降がスペースの場合		編集なし													△		官署コード*3 (2桁)	部門コード*3 (2桁)				
5	上記以外の場合		編集なし																				

(\*2) 入力された申告等番号を登録する。

(\*3) 入力された申告等番号に係るあて先官署コード及びあて先部門コードを登録する。

(\*4) 入力された申告等番号に係る審査区分選定時の審査区分を登録する。

(2) 本業務については、Air-NACCS専用業務とし、Sea-NACCSにおいては本業務実施不可とする。

なお、Sea-NACCSにおいて登録された申告情報についても、本業務による官署変更は不可である。